



厚生委員会

市の環境福祉部、こども保健部及びクリーンセンター建設事務所の所管に属する事項に対応する委員会です。

◎津本辰己 ○近藤吉一郎 秋久憲司 川端恵美子
末永弘之 松本義隆 山田 誠

厚生委員会に付託された議案五件について審査を行った。

議案第七号のうち関係する項目の審査では、老人福祉施設運営管理事業費について質疑があり、過疎債を活用して「あば温泉」を今後も安定的に運営するための設備更新費用であるとの説明であった。また、老人福祉施設の運営に関連し、皿の老人福祉センターについて、将来的な支援方針について質問が出され、施設所有者の津山市社会福祉協議会の運営方針を注視し、将来のあり方等について協議を行い、判断していきたいとの説明であった。

また執行部から、市の高齢化率が二十五%を超え、高齢者福祉施策の大きな岐路に立っており、新たな支援体制をどうしていくかを、策定中の計画に反映させたいとの答弁であった。委員からは実効力のある計画の策定をとの要望が出された。

ごみ処理施設建設事業費について

では、委員から、事業実施の配慮や地元住民との調整連携に関して、地元融和が図られる機会を逃さず、一層努力するようにとの要望が出され、審査の結果、全員一致で原案のとおり可決とした。

議案第十二号の審査では、組織体制等の整備について質問が出され、執行部から、警察と今後一層の連携強化も視野に入れて整備に努めているきたいとの答弁があった。暴力団に関する情報について、委員から、入札に関し市民から情報提供を待つのではなく、市が警察と連携し、事業の入口で監視ができる体制とすべきであるとの意見が出された。さらに更生に向けた支援や助言を含め、人権なども精査した上で論議する必要や、暴力団に入らない、増やさない社会とするための啓発活動や、啓発結果を報告するようにとの意見、

要望が出された。一部委員からは、

市民に暴力団排除を行わせず、市が警察と協力し責任を持って排除すべきであるとの指摘がなされた。条例の詳細や運用の面で疑問や意見などが出されたが、今回の条例の制定を契機とし、今後十分な運用と改善がなされるよう要望し、全員一致で原案のとおり可決とした。

議案第八号、議案第九号及び議案第十三号については、審査の結果、適切で妥当と認め、全員一致で原案のとおり可決とした。

その他執行部から、「犯罪被害者等支援条例について」、「津山市斎場指定管理候補者の選定結果について」、「第二次ごみ減量新行動計画について」、「クリーンセンター建設経過について」、「『津山式就学前教育・保育カリキュラム』の作成について」、「子ども手当について」、「控除廃止に伴う保育料等の取扱いについて」の報告がなされた。

◎ 議員はお祭りへの寄付や差し入れも禁止されています。